

Title	自然的課税の主張者 ( 二 )
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.11 (1922. 11) ,p.1569(69)- 1584(84)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19221101-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19221101-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

及び工業資本家も經濟的には不生産的でも社會的には有用若しくは必要なる或職分を行ふものであつて、云はゞそれに對する俸給として地代及び利潤を收めるものであるから云ふ。一體今日彼等はその行ふ(而かも充分悪しく行ふ)僅かの職分に對して餘りに多くを收得して居るのであるが、ロオドベルトスは少くも今後猶ほ五百年間は特權階級のあることを必要とし、現在の餘剩價值率も依然として存續すべきもので、たい今日以上に増進してはならぬと云ふ。此の餘剩價值率をロオドベルトスは二〇〇%と認めて居る。即ち一日十二時間労働の場合に労働者は十二時間の證明券を得ないで、僅かに四時間の證明券を交附せられ、而して自餘の八時間内に生産せられた價值は地主と資本家との間に分配せられるのである。即ロオドベルトス式の労働證明は正面から嘘を吐いてゐるのである。

る。これで労働者が甘じてゐるだらうと思ふのはボメラニヤの地主でなければ想像の出来ぬ事である。が、彼れは労働者が十二時間働さながら實は四時間しか働かなかつたのだと云はれて音なしに承知してさへ居れば、その代りには今後永久労働者の彼自身の生産物に對する配當分が三分一以下には下らぬことを保證しようと思ふのである。かうなつては最早これに一言を費やす値打ちもない。即ち労働貨幣のユウトビヤに於て、ロオドベルトスが新しいことを述べてゐるところでは、此の新しきものは兒戯に類するもので、彼れ以前及び彼れ以後の幾多の同意見者の業作の遙かに下風に立つものである。

ロオドベルトスの Zur Erkenntnis が出た頃の時代に取つてはそれは慥かに重要な一著作であつた。彼れのリョルドの價值理論の或方向への擴充は前途の見込みの多い發達であつた。此

擴充が新しかつたのは彼自身と獨逸とに取つてのみであつたとしても、猶ほそれは大體に於て彼れの優れたる英吉利の先人の業作と比肩し得るものであつた。たゞ併し、それは一個の發達たるに過ぎなかつた。理論に取つての眞の所得を收めようとするには、それから進んで猶ほ根本的批評的な研究を續けなければならぬのであつたが、ロオドベルトスは始めからリカルドの擴充をユウトビヤへの方向に於て行つたから進歩の途は彼自ら之を遮斷したのである。而して之れに依て彼れは沒成心なる批評の第一要義を失つて仕舞つたのである。彼れは豫め定められたる目的に向つて突進した。傾向的經濟學者となつたのである。一度彼のユウトビヤに捉へられたので、彼れは自ら學問上に於ける進歩を全く不可能のものにしたのである。一八四二年から其死に至る迄、彼れは一つの處を輪をなし

て廻轉し其第一作で既に言明したか或は暗示したところの思想を常に繰返しては誤解せられたと感ぜられるものもないのに剽竊されたと感じ、而して最後には根本に於て彼れは既に久しく發見せられてあつた事を再び發見したに過ぎぬと云ふことを認めることを肯んじないのである。(完)

### 自然的課税の主張者(二)

金原賢之助

四 パトリック・エドワード・ドオフ 一八一五—一八七三年

Patrick Edward Dove は一八一五年七月三一日蘇格蘭 Edinburgh に近き Lasswade に生れた。彼は古い著名な蘇格蘭の名門の出であつた。

青年時代廣く旅行を試み巴里にも倫敦にも暫く居を置いた。一八四〇年頃彼は蘇國 Ayrshire に在る同家の財産を繼承した。そして一八四八年に至るまで獨身豪士の生活を續けたが其年投資の失敗は彼の財産を全く浚つて了つた。此後間もなく結婚して獨乙 Darmstadt に赴き、其處に居を下して研究し著述し又講義もした。一八五〇年に出版されたのは Theory of Human Progression である。其著述は發行部數を限られて London と Edinburgh に於いて同時に出版された。著名の學者に讀まれ賞讃されたが一般の人々の注意を引かなかつた。一八九五年紐育に於いて公にされた版の序文に於いて Alexander Harvey 氏は述べてゐる。

「Carlyle は本書を讀んで賞めた。彼は喜んで本書を新革命の聲、經濟學の教育と認められたものとして擧げられる。Sir William Hamilton、哲學者は本書を以て一紀元を劃するものとなし、大改革の爲に人類の勇氣を振ひ起させる

ものと公言した。Blackie 教授も同じく非常に讀辭を與へた。我 Charles Sumner に至つては是によつて非常な感動を受けて合衆國內に多數の部數を配布し又 Dove をして解放運動の爲に著述せんことを説きつけた程であつた。其れにも拘らず本書は名聲を高めて行くことが出来なかつた、そして數年ならずして全く忘れられて了つた。年と共に其數を減じ少數の學者が之を得んとしても困難であつた。Dove が學者に對して爲したことを George は民衆に對して仕遂げたのである。」

此著述の出版後彼は獨乙を去つて暫く Edinburgh に住み後に Glasgow に移つた。彼は廣く經濟的、哲學的、宗教的の諸問題に就いて多少筆を取つた。後年は非常に軍事學に興味を持つた。一八六〇年に中風症に罹つた。健康を恢復せんが爲に Natal に旅行したが無益であつた。彼は Glasgow に歸り隱遁して晩年を送つた。白玉樓中の人となつたのは一八七三年四月二八日であつた。

The Theory of Human Progression (註) は政

治學に對する多少野心ある寄書であつた。人間と人間との間の關係を整規すべき原則を組織的に叙述しやうとするのが著者の目的であつた。

其著作には相異つた知的特徴が不思議に混淆してゐる。其れには自由思想の水路と相併んで純眞な敬虔の血管が走つてゐる。思想の表現方法には冗長と重複が著しいが、併し或章句に於いては流麗の頂點に達してゐる。

土地問題 — 其れに彼は自ら大なる注意を拂つたが — に對する彼の扱方は亦十八世紀に行はれた教義の趣意を示してゐる。彼は言ふ「土地は造物者の法則に従つて其れに費された勞働の價値以上に生産する、そして是が爲めに人々は土地に對して賃料を支拂はんと欲するのである」と。是は土壤とは『純收益』を産み出し従つて經濟的地代を生せしめる魔術的な特質がある」と云ふ舊い妄想である。又他の句に於いて

は地代を以て「神が惠深くも土壤の耕作に費された人間の勞力に對して喜んで與へられた利益 (a profit)」である」と云つてゐる。Dove は實際地代の本質は必然社會的產物であるとは殆んど了解しなかつた。

後に述べる彼の著の大要によつて知らるゝやうに、Dove の土地問題の議論は次の三點に約説することが出来る。

- (一) 土地は天與の賜物である、従つて然る以上は共有財産たるべきもので私有財産であつてはならぬ。
- (二) 併土地を平等の持分に分割し又之を住民の間に其數に従つて配分して以て、此共有財産權を實施しやうとすることは行はれ難いことである。
- (三) 問題解決の要諦は地代の課税又は土地の年々生ずる價値を共同擅有することに在る。

次に吾人は更に稍々詳しく The Theory of Human Progression の主張を窺つて置きたいと思ふ。

(一)現在の土地法の非難

現在の土地占有制度の下に於いては、勤勞課税と相待つて、缺乏と饑餓は其自然の結果である。之は憐憫を催すけれども何等不義の感を感じずにはあたらなす。現在の制度が全然破壊せらるゝまでは Britain と Ireland の勞働者達は、先づ總ての土地を三萬或は四萬の所有者に割當て次に住民の大多數に世界に於ける最重税を課するに至る所の制度の結果を引受けなければならぬ。(Chap. III p. 244)

(二)國民の有する土地法改正の權利

神は土地を總ての人の利益の爲に與へた、と云ふことよりも確かな眞理はない。であるからして、若し何等かの規定が其利益を妨げ又

は同一の自由な且過去の時代の規定によつて妨げられない權利を持つてゐることを、承認するならば、次に各人をして天帝が人類の爲に與へた天然の恩恵の中の其分前を正確に享受せしめ得るやうな制度を發見することが大問題となる。同時に人々は何の障礙もなく自分の利益の爲に自身の勞働、勤務、熟練を行ふ機會を十分有することとなる。此問題が理論的にも實際的にも解決されるまでは、政治上の變革は引續いて行はれざるを得ない。(Chap. III p. 303)

(四)土地問題に對する解答

此所に於いて問題は、相連續した各時代の各人をして英國の天然の恩恵の中其分前を得せしめる制度は如何なるものであるか、と云ふことである。此問題に就いては解決策は唯一つ可能であると吾人は主張する。

創造は、財産に對する個人の權利が發生し得

は減するならば、人は人として即神の賜物の受領者として其規定の變更又は廢止を爲す權利を有することは疑ひない。之が變更には何等の罪惡何等の不正も伴はない。(Chap. III pp. 275-76)

(三)公平な土地管理の問題

過去の時代の何等かの規定が或一人をして一州或は一州の半分或は其四分の一の後繼相續人たるを得せしめ、其州の他の住民は之に依つて土地に對する總ての權利を剝奪せらるゝ、従つて彼等は其一人に地代を支拂はなければならぬ、と云ふことは公正なことであらうか。さて斯る規定が公正でないならば、其れは繼續すべきでないことは明かである。若し政府が斯る規定を強行せんが爲に國民の武力を用ふるならば斯る政府は其本來の目的から逸れて了つたのである。其處で、如何なる時代の人々も土地に對して

る唯一の手段である。然るに如何なる個人も如何なる時代も土地の創造者ではないからして、其は總ての生存する人々に平等に屬するのである。即如何なる人も他の人以上に特別の請求權を持つてはゐない。

此に亦土地には永續的土地とそれの一時的又は消滅する生産物とが區別されなければならぬ。前者——即永續的土地——は私有財産たることは出来ない。個人の又は私有の財産たり得るものは個人の勞働によつて生産されて増加した價值である。故に土地を私有財産として取扱ふ制度は必ず不正なものである。

土地は私有財産たり得ないものであると雖、耕作の爲に、人が必要とする自然物を抽出せんが爲に、個人によつて占有されなければならぬ。此に於いて如何なる條件に基いて、或は如何なる制度に従つて、土地は相連續する時代の

人々によつて占有さるべきであるか、と云ふことが問題となる。

斯くして要求せらるゝ状態は、其種族の連続せる各個人に彼等の共有財産に對する分前を確保し、又彼等の熟練、勤勞及企業が造るを得せしめる丈の私有財産を作る機會を確保するが如き制度である。

是に對する最も自然のやうに見える計畫は土地の一般的分割即それを住民に其數に従つて割當てることである。是は、財産の平等化に對して向けられた諸種の反對から判断してみると、多くの人々の心に聯想せらるゝ唯一の制度であるやうに見える。是等の總ての反對は土地の實際の分配に對して向けられたものであるが、確かに斯る分配は理論上誤つてゐる、分配した部分が所有者の財産とされた場合は殊に然りである。又商業等より生ずる利潤は多くの個人をし

て農業を捨て、各々の分前を土地耕作を好む人に與へるやうに誘ふであらう。故に斯る分割は實際行はれ難いと同様に無用である。無用より寧ろ不正である。現在の所謂所有者に對しては、はなく引續いて此世に生まれて來る人々に對して不正であると云ふのである。其人々も先人が所有してゐる部分に對して正に同一の自然の權利を持つてゐるのである。

斯くして後繼の人々は土地(鑛山等を含む)の分與を受けることが出來ないとすれば、天然の土地の利益の分配は如何にして行はれ得るか、その年の年々の價值或は地代の分配によつて、即地代を國民の共有財産たらしめることによつてゐる。換言すれば、(租税は國家の共有財産であるからして)租税の總てを地代より取り他の總ての租税を廢することによつて如上の目的は達せらるゝのである。斯くしてこそ總ての產

業は所有する重荷から絶體に解放さるゝことが出來、又各人は自由競争の自然の法則に従つて各自の熟練、勤勞或は企業が正當に自分のものとなしたものとして斯る自然の報酬を取入れるであらう。

吾人は之を以て土地問題の要求を充足する唯一の説であると主張する。又吾人は、總ての文明社會は結局産業に於ける收入制限を一切廢止して全租税を地代から徴收しなければならぬことを、豫言するに何等躊躇しない。何となれば地代は社會の勞働全體の共同生産物であるからである。(Chap. III, pp. 305-311)

五 エドウィン・バアチエス 一八〇七—一八六九年

一八五九年及一八六〇年に Edwin Burgess は、米國 Wisconsin 州 Racine の "Racine Advocate" 誌上に於いて、課税に關する數通の意

見書を發表して土地に對する單一税を主張した。Burgess は ロンドンに生れ、四十代の頃 Racine に移住した、そして洋服商として成功した。彼を識つてゐる人は皆彼を『政治上、宗教上の自由思想家』『博識家』と云つてゐる。彼は刊行された意見書を携へて一八六四年に英國を再び訪問した。彼の死んだのは一八六九年であるが、只數年後彼の妻は英國に歸つて其れを小冊子となし知人間に配つた。斯くして此意見書は消滅して了つたやうに見えたが、一九〇八年に至り New Zealand の Auckland に於いて有名な土地單一税の機關雜誌 "Liberator" に掲載された。一九一二年には Burgess の舊友 William S. Buffham と Hyland Raymond が此小冊子を元の發表地 Racine に於いて再版に附した。

第一の意見書は先づ動産課税の弊害を主張して曰く「(一)動産課税は虚偽の宣誓に對する打

歩である。何となれば最も多く虚言を吐く者は

を支拂はなければならぬからである。」

最も少く租税を支拂ふ者であるからである。斯る影響を受けて生れる子供等は虚言で有名になるであらう。(二) 評價又は査定的手段が多く費用を要する。従つて政府の費用並に腐敗の費用を増加する。(三) 生産を阻害する。販賣貨物に租税が課せられるからして、其代價を購買力に比較して騰貴せしめる。其結果より少く賣られ、より少く造られ、より少く製造人を使ふ。

(四) 其は、吾人の勞働して其結果を妨害なく亭得すべき權利に對して審問的であり、堪え難きものであり、又侵略的である。吾人が他人を害せざる限り、侵略を蒙る代りに之に對して保護さるべきである。(五) 勤勞課税は勤勞を妨ぐ。何となれば、勤勉な人が一日十二時間勞働する場合には一日一時間働いた場合の十二倍の税金——課税せらるべき財産を十二倍造つたが故に——

第二の意見書は動産課税の弊害を詳細に論述し、第三、第四、第五は租税法或は其施行法に於ける種々な不合理な點に注意を向けてゐる。「……一般に運用されたならば、總ての人に最も永久的の繁榮を齎らすやうな法律を設く可きである。そして吾人は租税を賦課することによつて納税者に利益を與へることは出來ないけれども、尙ほ最も僅少な不利益を與へる丈で濟ますことの出來ることは確かである。又是を爲し得るものは『價格に準じて課する』地租であつて、他の如何なる強制的租税も是を爲し得ないことも確かである。何となれば、それは他の租税よりも評價と徴收に費用を要すること最も尠く、腐敗と不公平が最も少く、且貧窮、不幸及罪惡を惹起すること最も少いからである。」云々と第三意見書に於て土地單一税の結論を引

いた彼は、第六に於いて關稅或は如何なる生産物に對する如何なる租税も負擔の公平を得ること能はざる旨を主張してゐる。第七の意見書には稍々重要な章句を含んでゐる。先づ地租と他の諸租税との優劣を比較して曰く、

「Racine に於ては、一切の商品、製造品、穀物其他の農産物を課税より除外し、總ての人に入頭税を課せず、總ての改良に課税せず、そして一切の租税を土地に課するものと假定せよ。是に反して Milwaukee と Kenosha に於ては總ての土地を課税より免除し、前者に於いて課税を免れた總てのものに課税するものと假定せよ。此場合に機械工業者、商人及手工業者は何處に定住するであらうか。總ての他の事情が同一ならば明かに貨物に課税されない場所に

住むであらう。何となれば工業を開始し經營するに費用を要することが少く、又貨物を有利に

賣却することを得るからである。農夫も亦同様に其處に到つて生産物を賣り貨物を購ふであらう、何となれば課税がない場合には彼等の生産物に對して最も多くの代價を儲け彼等の貨幣に對して最も多くの貨物を買ひ得るからである。斯くして Racine は Milwaukee と Kenosha が衰微するに反して益々繁榮しないであらうか。是は一區、一市、一地方、一州或は一國に就いても同様ではあるまいか。併し土地投機者は何れに行くであらうか。土地が課税されない場所へ行くのではなからうか、何となれば其處では土地は最高の値段で賣られるであらうから。其處では土地獨占者は榮えやうが、農業も工業も始むるに困難であらう。……土地が無税の場合には、土地はより高價であるからして地代も亦より高價であらう。其高い地價と高い地代は、土地を所有しない消

費者を犠牲として土地獨占者を富裕ならしめる。……斯くして生活手段を最も不安定ならしめ、不幸、貧困、罪惡を促す、又斯くして罪惡の防止、貧民罪人の保護及官吏の雇傭の爲に租税を増徴して以て政府の失費を多額に上らしめる。地租は是は反して其賦課徴收に特別の官吏を必要としない」云々。

以上の如く、地租が優秀な租税たることを認めれば、第八及第九の意見書に於いて『總ての租税を土地——その一切の改良を除外して——のみに課する』の利益を擧げてゐる。姑く彼の説く所を窺ふに、

「一切の租税が土地に課せられる場合には、地租は政府の全費用を支拂ひ、是(費用)を減ずるのみならず、亦土地は最低値段で賣られることとなり、従つて地價は人民の總て或は少くとも多數の資力内に維持されることとなる。其處で

財の生産及分配上に於ける最高經濟を如何にして實現するかと云ふ經濟學者の未解決の問題を永久に解決して了ふであらう。」

Edin Burgess の「マンフレット」は、他の多くの生命の短い出版物と同様に、當時に何等の影響も及ばさなかつたものと見える。そして原著者の友人少數の外總ての人から忘れられて了つた。思想表現法の缺點及所々に斑氣な意見を含んでゐるとは云へ、其小冊子は人間の勞働の所産に賦課する租税から生ずる弊害を、極めて明かに指示してゐる。そして近世の土地單一税の哲學の主要な提案を豫見してゐる。

#### 六 サア・ジョン・マクドネル 一八四六年—

Sir John Macdonell 及び Henry George 々の間には相似た數點が発見される。Macdonell は一八七一年に二十五歳で、「A Survey of Political Economy」を著し、George は三十二歳で

土地を所有する多數の食物生産者は、支拂ふべき地代がないからして、地代を差引いた廉價な食物を吾人に供給することが出来る、或は從來地代として支拂はれたものを生産者と消費者との間に分配することが出来る。そして地價は最低であるから地代も亦最低となり遂に消滅して了ふ、其處で從來機械工業者、勞働者、商人及手工業者によつて支拂はれた地代は、製造者、販賣者及消費者の間に分配されるであらう。

何となれば、一切の租税を土地に課すると共に、是を遊ばして置くことは出来なくなるであらう。其故に土地の投機は間もなく無くなるであらう、そして無税の製造又は勞働に讓渡されるであらう。是は勞働の需要を増し其賃銀を高め、資本の投機の利潤を減ずるであらう。同時に吾人は生産物に對して最も永久的な且有利な獨國市場を創設し支持することとなる、そして

「Our Land and Land Policy」を出版した。前者は二十七歳で「The Land Question」を一八七三年に現はし、後者は三十九歳で「Progress and Poverty」を一八七九年に出した。そして記録の傳へてゐる範圍内に於いては、彼等は、全然關係ない道を進んで行つた。

Macdonell は一八四六年に生れた。彼は Aberdeen University の出身で、法律殊に國際法に關する寄書家として有名である。彼は又 British Academy の會員であり、Corporation Legislation — 亞米利加にて多少知られた雜誌——の編輯者である。(註二)

Highlands の故郷に於いて彼は、現在の土地制度の或殘酷な結果を見た、そして是に動かされた其問題を研究し「Land Question」を草するに至つたのである。本書に於いては單一税の總ての要點が明かに述べられて居り、又現在の

租税制度から新しい制度に移る創意的な方法が暗示されてゐる。

彼の見解に従へば、經濟的地代は總て獨占物なのである、然るにその總てではないとして、も其或ものは人の意に依らず自然に發生するものであり又避く可らざるものなのである。従つて彼は地代を社會に屬すべきものと明かに主張してゐる。

「普通の土地若干面積の全收益中、若干の部分は永續資本——灌漑、圍墻等の如き——に對する報酬である、若干部分は年々又は短期間に再生される流動資本に對する報酬である、其殘餘は土地の永續的な固有的な屬性、位置、市場道路鐵道等への遠近如何、其他社會の一般的事情と稱せらるゝものに歸屬せしめられる。第一のものが地主の手に入るのは、彼が永續的な改良の資金を投入してゐるならば、正當である。第二の

有者は不勞増價の受領者となると云ふ事實が其重要な一の理由である。茲に於いて、彼は單一税として地代に對する課税を主張するに至つたのである。そして又、國家維持の費用は、自然其ものが公共の目的の爲に充當したやうに見える所の資金から支出せらるべきであると斷定しても、彼にとつて逆理ではないのである。

乍併彼は斯る計畫を實施するの困難は認てゐる。是を認めてはゐるが、人々は實施上の困難殊に採用後の社會的利益を考察した場合に、自然的租税制度に進むの勇氣を振ひ起し得ないであらう、と云ふ事は是を否定してゐる。そして實行には困難を伴ふであらうとも、實施が困難だと云ふ口實で研究を怠るのは、二問題を同時に解決しやうとするのである。故に『何が爲さるべきか』と云ふ問題と『何が爲され得るか』と云ふ問題とに區別するがよいであらうと述べてゐる。

ものが用益者又は農夫に行くのも亦明かである。そして經濟的地代を構成する最後のものが社會一般の手に入れば亦前者と同様に議論の餘地はない。『經濟的地代』が土地の性質と位置の差異に對して支拂はれるものであることは既に示されてゐた。其處で、經濟的地代は私有財産の目的たる可らず、個人は『土地の原始不滅の力』を獨占す可らずと云ふ結論が、リカルドオの原理から直ちに推理されたであらうと思ふのは自然である。然るに實狀は正に反對なのである。故に——彼にとつて——土地の絶對的所有權は、經濟的地代が現はれる場合には何時でも、理論上不正であるやうに見える。勿論土地の絶對的財産たるを否定するには尙ほ他にも理由がある。例へば土地は生存の必要物であるからして、人々が好むまゝに勝手に用ひては社會は存續することが出来ないであらう。併し土地の所

彼は過渡時代の困難を除く爲に種々な創意的な暗示を爲してゐる。若し國家が土地を買收しなければならぬならば、永久的年金と一時的年金との差(例へば五十年分)を現在の地主に支拂ひ或は將來の地價を現在支拂ふことによつて其買收を行ふことが出来る。併し土地を政府の所有とする方法に存する困難を伴はずして、土地國有の總ての利益を租税制度の手段によつて達し得ると云ふ考へが次の句に明かに示されてゐる。

「私は敢えて考へる、國家が土地を獲得することは之等の單純な眞理に照して極めて容易いことに見える。巨額な貨幣よりも寧ろ時が、買收よりも寧ろ思慮ある且中庸を得た租税制度が、土地國有に多大の助力を爲すを得やう」と。

彼は又、結局總ての經濟的地代或は其大部を國家に收納する一の最も近代的の(又最も簡單



公平な)方法を豫想してゐる。即彼は舊い地租は効果のない租税であることを指摘して云ふ、特別の租税が土地に課せられても、引續いて存する場合には、時の經つに従つて租税として感ぜられなくなる。土地は其課税を前提として賣買される。普通の利潤率を擧げる目的を以て購入する人は、其租税が存在すると云ふ理由を以て購入價額の減額を要求するであらう。其處で彼は定期に課税率を増加しなければならぬと主張する。例へば以前は四志の地代を課するのが公平であつたとするも、今日は同額の租税を倍加するのが公平であると云ふやうになる。此場合には後者のみが租税の性質を有するものなるであらう。斯くして地租は繰返し増額せられなければ、地主に租税を負担せしめないことゝなる。そして斯る割附が全く正當であるならば、國家は地主の分前を、或る遠い將來に租税

によつて吸収されて了ふまで、公平に割り取り續けなければならぬ、と考へる。」

Maddonell の論文の長所の一として特記したことは、Ricardo 其他の前の論客は殆んど専ら注意を農業地代に向けてゐた、然るに彼は都市に於ける地代に重きを置いたと云ふことである。特權の亂用は此都市に於いて最も甚しいのである。是に就いて彼は言ふ、「土地所有權制限の原理を先づ都市の土地に適用せんとするのは理由がある。都市の敷地々代(宅地料)は、人の勞働殊に土地所有者の勞働に全く依らないで唯獨占から生ずる『經濟的地代』の完全な例である。借家料は、敷地々代(宅地料)がその一要素である以上、單に位置に對して支拂はれる代價或は土地の原始不滅の性質に對して支拂はれる代價である。」斯くして諸領主は彼等の土地が或場所に在ると云ふことの爲に數十萬磅を年々

獲得してゐる。然るに「彼等の富裕な地位は、有徳であるか惡徳であるか、賢明であるか愚鈍であるかと云ふことには何等關係がない。」

「吾人は、都市に於ける敷地に對して支拂はれる代價に於いて、Mill が "unearned increment" (不勞増加)と云つてゐる所の、價値増加の最も驚く可き實例を見出すのである。」一五五二年に百六十磅で買収された Holborn の一區劃の土地は今日一年五千磅を收得する。一八五二年に三千二百磅で買入れられた South Kensington の一エーカーの土地は一八六〇年に二萬三千二百五十磅で賣られた。斯様な例は幾らでもある。「一體是等の所有者達は地方租税に何の貢獻を爲してゐるか。彼等の財産の或るものは新規に賦課された地方税には全く何の貢獻もしない。古い税には不十分な貢獻を爲したに過ぎないと斷定することが出來やう。」

斯くして彼は次の如く結論する。「今や吾人は容易に變更することは出來ないが、併し未だ或ことは正しい方面に向けることを得やう。……都市には Mill の不勞増加の説を適用する範圍も機會もある。又勤勞と所得との間の分離——それは共產主義を育む——は非常に著しい。國家による土地全體の獲得を主張することを躊躇する人達も、以上の原理を倫敦其他の大都會に恐れなく實施するを得やう。何となれば吾人は全く時機を失して了つた譯ではないからである。總ての關係者に對しては公正に爲すことが出來るし、又寛大をさへ與へることが出來る。而も吾人は、土地が社會に屬する所の理想の時代に、遅からざる速力を以て近付きつゝあるであらう」と。

是を要するに、彼の記述は終始穩健である。そして如何なる近世の著述家達も、經濟的地代

の眞の性質及それが國家並に都市の收入源泉として特に適當せることを、彼よりもより以上に力説したものはない、と斷定するは彼にとつて正しいことに過ぎない。即彼は其地代を社會的產物として認めてゐるのである、従つて國家の正當な財産となしてゐる。併し彼も亦積年の宿弊は、其が如何に顯著であつても、匡正するに困難なことを認めてゐるからして、地代を單一課税の目的物として、次第に理想の時代に達しやうと云ふのである。(未完)

(註一) Miss Julia Kellog は Dove の著書を百五十頁足らずのものに短縮してゐる。そして是は原著の約三分の一の大きさに過ぎないが Dove の根本原理の總てを明瞭に傳へてゐる。

(註二) Macdonell は大學卒業の後間もなく、古い經濟學說を極端に主張した新聞 *Sootsman* を關係した。其前編輯者は舊派經濟學の祖述者 McCulloch であつた。Macdonell は、世人の異説を正す爲に連續論文或は經濟學の小形手引本を書くやうに其所有主達に勧誘された。所が所有主達の

驚いたことには、彼の研究は彼をして正統派經濟學者とは非常に意見の不一致を來たさしめた。彼は一書(前掲)を表はしより舊派の者のみならず *Macmillan* の教義も亦相違した結論を述べた。此本は新しい道を開いたものとして歓迎された、そして多くの經濟學者をして舊派の學說の眞價を疑はしめるに至つた。

### 失業救済施設に就いて (三)

(特に英國に於ける失業救済を論ず)

園 乾 治

九

労働紹介所は一九〇九年に實施せられたる時より、非常なる困難の下に活動した。その組織を完全にすべき普通の經驗の時期といふものがなかつたのである。それ故に一九一二年の失業保險法 (Unemployment Insurance Act) は主腦者の精力を傾注せしめ、次で戰時に於いては紹

介所に對して非常なる任務を課した。動員解除には、現役を退いた文官武官に對して、失業手当を給與する大事業が伴つてゐる。さうして今や労働局の全精力は、一千二百萬以上の者に對して失業保險を擴張するために費されてゐる。紹介所の活動の結果を判斷すべき正常なる時期は、未だ到達しないのである。然しながら英國に紹介所が開始せられた當時から、有力なる反對論があつたことは掩ふことが出来ない。新聞はあらゆる正常なる困難に就いて椽大の筆をふるひ、さうして非常に多數の虚偽の記録が擴布せられた。偏執に證言を隠蔽しやうとする驚くべき出來事が嘗て「労働紹介所の活動」に關する審問委員會に報告せられたことがある。委員の一人である Macgregor は云ふ「前回の席に一人の僱主がゐた。證言の後直ちに彼に報告を要求したところが、彼等の仲間では決して紹介所

を利用したことがないことを、確かに知つてゐると述べた。然かるに此處にある報告には二千名であると言ふ」と。これはその最も甚しい一例であるが、現に多數の僱主は決して紹介所を利用しないと云ひながら、然かも事實に於いては、僱主が自發的に通告したる缺員を補充する仕事の大部分のものは、紹介所によつてなされつゝあるのである。Sir William Beveridge の指摘したやうに「僱主のなす陳述は、紹介所の報告によつた記録と照校しないでは、受け容れる譯にゆかない。何故なれば大なる僱主は、労働が如何にして引受けらるゝやは問題とするところでないからである」。

更らに紹介所に對する第二の反對論は、これが僱主及び労働者の間に、政府が不當な干渉することになるといふ主張である。この外に舊弊なる組頭の偏見がある。彼等は昔のまゝに労働

が僱主及び労働者の間に、政府が不當な干渉することになるといふ主張である。この外に舊弊なる組頭の偏見がある。彼等は昔のまゝに労働